

(国家公務員倫理審査会)
第三条の二 前条第二項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌させるため、人事院に国家公務員倫理審査会を置く。

国家公務員倫理審査会に関しては、この法律に定めるもののほか、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の定めるところによる。

(職員)

人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

人事院は、事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。

人事院は、その内部機構を管理する。国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)は、人事院には適用されない。

(人事官)

人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五歳以上の者のうちから、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

人事官の任免は、天皇が認証する。

人事官のいづれかに該当する者は、人事官となることができない。

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

三 第三十八条第二号又は第四号に該当する者

四 政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力を有する政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則で定めるところにより、人事官となることができない。

五 第三十九条第一項の規定による異動のないところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第六条 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

(任期)

人事官の任期は、四年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間に在任する。

人事官は、これを再任することができる。但し、引き続き十二年を超えて在任することはできない。

人事官であつた者は、退職後一間年は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することはできない。

(退職及び罷免)

人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

一 第五条第三項各号の一に該当するに至った場合

二 国会の訴追に基き、公開の弾劾手続により罷免可とすると決定された場合

三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二年在任するに至った場合

前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと

二 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行があること

人事官の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中一人以外の者は、内閣が両議院の同意を経てこれを罷免するものとする。

前項の規定は、政党所属関係について異動のなかつた人事官の地位に、影響を及ぼすものではない。

国会は、人事官の弾劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

国会は、人事官の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、国会及び訴追に係る人事官に、これを通知しなければならない。

最高裁判所は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写しを訴追に係る人事官に送付しなければならない。

国会は、前項の場合においては、同項に規定する意見の申出する勧告

五 第二十四条の規定による国会及び内閣に対する報告

六 第二十八条の規定による国会及び内閣に対する勧告

七 第四十八条の規定による試験機関の指定

八 第六十条の規定による臨時の任用及びその更新に対する承認、臨時の任用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時任用の取消(人事院規則の定める場合を除く。)

九 第六十七条の規定による給与に関する法律に定める事項の改定案の作成並びに国会及び内閣に対する勧告

最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

人事官の弾劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。

裁判に要する費用は、国庫の負担とする。

(人事官の給与)

人事官の給与は、別に法律で定める。

(総裁)

人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

人事院総裁に事故のあるとき、又は人事院総裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

(人事院会議)

人事院会議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事院の事務処理の手続に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院規則は、幹事として人事院会議に出席する。

人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

人事院規則の制定及び改廃

二 制除

三 第二十二条の規定による閣僚大臣その他の機関の長に対する勧告

四 第二十三条の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

五 第二十四条の規定による国会及び内閣に対する報告

六 第二十八条の規定による国会及び内閣に対する勧告

七 第四十八条の規定による試験機関の指定

八 第六十条の規定による臨時の任用及びその更新に対する承認、臨時の任用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時任用の取消(人事院規則の定める場合を除く。)

九 第六十七条の規定による給与に関する法律に定める事項の改定案の作成並びに国会及び内閣に対する勧告

第十 八第八十七条の規定による事案の判定

十一 第九十二条の規定による処分の判定

十二 第九十五条の規定による補償に関する重

要事項の立案

十三 第百三十三条第五項の審査請求に対する裁決

十四 第八十八条の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

十五 第百八条の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

十六 その他の人事院の議決によりその議決を必要とされた事項

(事務総局及び予算)

人事院に事務総局及び法律顧問を置く。

事務総局の組織及び法律顧問に関する必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院は、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費の要求書を国に予算に計上されるよう内閣に提出しなければならない。

この要求書には、土地の購入、建物の建造、事務所の借上、家具、備品及び消耗品の購入、俸給及び給料の支払その他必要なあらゆる役務及び物品に関する経費が計上されなければならない。

内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを国会に提出しなければならない。

人事院は、国会の承認を得て、その必要とする地方の事務所を置くことができる。

人事院は、國会の幹事となる。

内閣が、人事院の事務所を置くこととする。

人事院の職員について計画を立て、募集、配置及び指揮を行い、又、人事院会議の幹事となる。

(事務総長)

第十四条 事務総長は、総裁の職務執行の補助者となり、その一般的監督の下に、人事院の事務上及び技術上のすべての活動を指揮監督し、人事院の職員について計画を立て、募集、配置及び指揮を行い、又、人事院会議の幹事となる。

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五条 人事官及び事務総長は、他の官職を兼ねてはならない。

(人事院規則及び人事院指令)

第十六条 人事院は、その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて、人事院規則を制定し、人事院指令を発し、及び手続を定める。人事院は、いつでも適宜に、人事院規則を改廃することができる。

人事院規則及びその改廃は、官報をもつて、これを公布する。

内閣は、前項の報告を公表しなければならない。

(人事管理官)

第二十五条 内閣府、デジタル庁及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

人事管理官は、人事に関する部局の長となり、前項の機関の長を助け、人事に関する事務を掌る。この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力をつとめなければならない。

第二十六条 削除

第三章 職員に適用される基準

第一節 通則

(平等取扱いの原則)

第二十七条 全国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第四号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されではなくない。

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他的人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に段階の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならぬ。

(情勢適応の原則)

第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するよう、隨時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適切な勧告をしなければならない。

第二十九条から第三十二条まで 削除

第二節 採用試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又は

その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に当たつては、次に掲げる事項が確保されなければならない。

一 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用

二 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用

三 職員の公正な任用

四 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

五 第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのものを行わなければならぬ。

六 第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するものを行わなければならぬ。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいう。

前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

(次員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができます。但し、人事院が特別の段階の定めあると認めても任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、係員の官職（第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。第四十五条の二第一項において同じ。）以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

(欠格条項)

第三十七条 削除

(定義)

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時の任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されてい

る官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されてい

る官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されてい

る官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で發揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一

条第一項に規定する局長若しくは部長の官職

又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいう。

前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

(次員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができます。但し、人事院が特別の段階の定めあると認めても任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、係員の官職（第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。第四十五条の二第一項において同じ。）以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

(欠格条項)

第三十七条 削除

(定義)

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時の任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されてい

る官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されてい

る官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されてい

る官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で發揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条若しくは国家行政組織

(人事に関する不法行為の禁止)

又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

前項に規定する事項を実現するため、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たると問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

一 退職若しくは休職又は任用の不承諾

二 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止

三 任用、昇給、留職その他の官職における利益の実現又はこれらのことの推薦

(人事に関する虚偽行為の禁止)

適性を有する。と認められる者の中から行うものとする。

職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の人事評価に基づき、當該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

任命権者は、幹部候補者名簿に記載されるいする職員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、當該職員の人事評価に基づき、當該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員の昇任、降任、転任、退職及び免職（第八条第十一項の二第一項の規定による降任及び転任を除く。以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。（この場合において、協議が調つたときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。）
第六十一条の五 任命権者は、政令で定めるとともにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には隨時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

では、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」の幹部職への任命に該当する場合を除く。」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適性審査を受ける場合その他の必要がある場合

に協議し、当該協議に基いて必要な措置を講じなければならぬ」とあるのは、「任命権者が警察庁長官である場合にあつては、國家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知しなければならない。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合には、國家公安委員会を通じて任命権者）にせし、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることがができるものとする」と、前条第一項中、「政令」とあるのは、「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

第五回 亂世の良き道

内閣総理大臣は、第五十四条第一項第四号の基準に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。
（任命権者を異にする管理職への任用に係る調査整）

として政令で定める場合に限り、「政令」とする。

内閣法制局、官内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び國家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第六十一条の四第四項の規定は適用せず、同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命会議の議長」を意味する。

第六十一条の四 任命権者は、職員の選考による
〔**任用等**〕

七号に規定する管理職を含む。)への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報

と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」あるのは

(第三項において単に「主任の大臣」という。を通りて内閣総理大臣一、同条第三項中「内

第六十一条の七 内閣総理大臣は、この款及び次の規定の内骨な運用を図るため、内閣守、^{内閣官房長官}に付託する。内閣守は、内閣官房長官の職務の執行に付託される。内閣官房長官は、内閣守の職務の執行に付託される。

「転任」と、同条第二項中「降任させる場合」(職員の幹部職への任命に該当する場合を除む。)とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「云任」と、第百二十九

閣総理大臣」とあるのは「主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

議の規定の日本が適用を認めため、内閣府デジタル庁、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理

十一條の四第一項中「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは、「任命権者が

第六十一条の九 各省の自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。)

職員、第六十一条の九第二項第一号に規定する課程対象者その他これらに準する職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者が（任命権者）が警察庁長官である場合にあつては、

会計検査院長、人事院総裁その他機関の長で、かつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部職員の候補となり得る管理職員（同法第三十条の二第二項第七号に規定する管理職員を含む。次項を除く。）

り、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。
（特殊性を有する幹部職等の特例）

家公安委員会を通じて任命権者)に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができる」と、同様第二項中「「協議する」とあるの」

おいて同じ。)としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員(自衛隊員(自衛官を除く。)を含む。同項において同じ。)を育成するための基盤(以下「幹部育成プログラム」という。)

任命権者は、前項の規定により職員の採用等を行つた場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならぬ。い。

第六十九条（内閣の直属機関）
内閣の規定に基づき、内閣の直属機関とする機関（内閣法制局、内閣府及びデジタル機関を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）、人事院、検察庁及び会計検査院の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けた場合の任命権を行う者であるものを除く。）について

「(同条第二項) いわゆる「内閣官房長官」に通知する」とあるのは、「任命権者が警察庁長官である場合にあつては、國家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官」に通知する」と、「当該協議」とあるのは、「当該通知」と、同条第三項中「内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく」とあるのは、「遅滞なく」と

前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後一定期間勤務した経験を有するものの中から「基準」に従い、運用するものとする。

ら、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第三項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるもの）を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受け講させることが、課程対象者に対し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を得ること。

五 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たつては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

六 国際機関、在外公館その他の法人における勤務の機会を付与すること。

七 各大臣等が、課程対象者に於ける専門性の向上を目的とした研修を実施し、又はその向上に資する勤務の機会を付与すること。

八 所掌事務に係る専門性の向上を目的とした研修を実施し、又はその向上に資する勤務の機会を付与すること。

九 課程に関する政府全体としての統一性を確保するためには、前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

第六十一条の十 各大臣等（会計検査院長及び人事院長において同じ。）は、政事院總裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には隨時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

（運用の管理）

第六十二条 職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。

第六十三条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。

（法律による給与の支給）

第六十四条 前条に規定する法律（以下「給与に関する法律」という。）には、俸給表が規定されなければならない。

（俸給表）

第六十五条 給与に関する法律には、前条の俸給表のほか、次に掲げる事項が規定されなければならない。

（給与に関する法律に定めるべき事項）

第六十六条 削除

（給与に関する法律に定める事項の改定）

第六十七条 人事院は、第二十八条第二項の規定によるもののか、給与に関する法律に定める事項に関し、常時、必要な調査研究を行い、こ

（任命権者を異にする任用に係る調整）

第六十二条 第六十一条の十一 第六十一条の六の規定は、任命権者を異なる官職への課程対象者の任用について準用する。

（任命権者を異にする任用に係る調整）

第六十三条 職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。

（任命権者を異なる官職への課程対象者の任用に係る調整）

第六十四条 第六十一条の十一 第六十一条の六の規定は、任命権者を異なる官職への課程対象者の任用に応じてこれをなす。

（任命権者を異なる官職への課程対象者の任用に係る調整）

第六十五条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。

（法律による給与の支給）

第六十六条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。

（法律による給与の支給）

第六十七条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。

（法律による給与の支給）

第六十八条 職員に対する給与の支払をなす者は、先づ受給者につき給与簿を作成しなければならない。

（給与簿）

第六十九条 職員の給与が法令、人事院規則又は人事院指令に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事院は給与簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ぜることができる。

（給与簿の検査）

れを改定する必要を認めたときは、遅滞なく改定案を作成して、国会及び内閣に勧告をしなければならない。

（給与簿）

第七十条 第六十一条の六の規定は、人事院規則又は人事院指令に違反してなされたことについては自ら適切な措置をなす外、必要があると認めるとときは、人事院は、その性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなければならない。

（人事評価）

第七十一条 人事院は、給与の支払が、法令、人事院規則又は人事院指令に違反してなされたことを見出した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適切な措置をなす外、必要があると認めるとときは、人事院は、その性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなければならない。

（人事評価の実施）

第七十二条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

（人事評価の根本基準）

第七十三条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

（人事評価の実施）

第七十四条 所轄府の長は、定期的に人事評価を行わなければならぬ。

（人事評価に基づく指置）

第七十五条 内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に応じた措置を講じなければならない。

（人事評価の結果に応じた措置）

第七十六条 内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に応じた措置を講じなければならない。

（人事評価の結果に応じた措置）

第七十七条 内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に応じた措置を講じなければならない。

（人事評価の結果に応じた措置）

第七十八条 内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に応じた措置を講じなければならない。

（人事評価の結果に応じた措置）

第七十九条 第六十一条の六の規定は、人事院規則又は人事院指令に適合して行われることを確保するため、職員の研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、関係府の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。）について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修計画）

第七十条の六 人事院、内閣総理大臣及び関係府の長は、前条第一項に規定する根本基準を達成するため、職員の研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、関係府の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。）について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修計画）

第七十一条 人事院は、所轄府の長が行うその職員の育成又は行政機関がその所掌事務について行うその職員及び他の行政機関の職員に対する知識及び技能の付与

（研修計画）

第七十二条 内閣総理大臣は、第一項の規定により内閣総理大臣及び関係府の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各府に対する調整を行う。

（研修計画）

第七十三条 内閣総理大臣は、前項の総合的企画に関連して、人事院に対し、必要な協力を要請することができる。

（研修計画）

第七十四条 人事院は、第一項の計画の樹立及び実施に

（研修計画）

第七十五条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第七十六条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第七十七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第七十八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第七十九条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十一条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十二条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十三条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十四条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十五条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十六条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第八十九条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十一条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十二条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十三条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十四条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十五条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十六条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第九十九条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百一条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百五条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百六条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百九条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十一条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十二条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十三条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十四条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十五条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十六条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百十九条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十一条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十二条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十三条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十四条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十五条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十六条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百二十九条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十一条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十二条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十三条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十四条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十五条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十六条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百三十九条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十一条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十二条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十三条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十四条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十五条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十六条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十七条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十八条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百四十九条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百五十条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百五十一条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

第一百五十ニ条 人事院は、内閣総理大臣又は関係

（研修計画）

り、前条第一項の計画に基づく研修の実施状況について報告を求めることができる。

人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長が法令に違反して前条第一項の計画に基づく研修を行つた場合には、その是正のため必要な指示を行ふことができる。

第五節 能率

(能率の根本基準) 職員の能率は、充分に發揮され、且つ、その増進がはかられなければならない。

前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第七十二条 削除

(能率増進計画) 内閣総理大臣は、職員の能率の発揮及び増進について計画を行い、その確保のため適切な方策を講じなければならない。

第七十三条 職員の能率の発揮及び増進のため、次に掲げる事項について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

一 職員の保健に関する事項

二 職員のレクリエーションに関する事項

三 職員の安全保持に関する事項

四 職員の厚生に関する事項

五 職員の勤務率に関する要請

内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るために必要があると認めるときは、関係庁の長に対し、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第二百七号）又は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百十四号）の執行に関し必要な要請をすることができる。

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準) 第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 分限

(身分保障) 第一条 降任、休職、免職等

職員は、法律又は人事院規則で定めることによる場合でなければ、その意に反し

て、降任され、休職され、又は免職されることはない。

職員は、この法律又は人事院規則で定める事由に該当するときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

(離職) 第七十七条 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合) 第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

（本人の意に反する休職の場合）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

（本人の意に反する休職の場合）

他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当する場合

当該幹部職員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当するこ

と若しくは他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職員が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるその他の場合

（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

第八十一条の二 任命権者は、管理監督職（一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並びに指定職（これらの官職のうち、病院、療養所、診療所その他の国

の部局又は機関に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任と特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。）をいう。以下この目及び第八十一條の七において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいいう。以下この目及び同条において同じ。）（第八十二条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれら

の官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものと定める。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合は第八十二条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りではない。

前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十

年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

（適用除外）

前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

第二目 管理監督職勤務上限年齢による降任等

（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

第八十二条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第八十三条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第八十四条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第八十五条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第八十六条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第八十七条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第八十八条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第八十九条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第九十条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第九十一条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第九十二条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第九十三条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

第九十四条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、降給されるものとする。（次格による失職）

人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職六十年を超えて六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下この目及び第八十九条第一項において「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(管理監督職への任用の制限)
第八十一条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあっては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第八十一条の四 前二条の規定は、臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。
(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前二項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き

戴どかることにより公務の遂行に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めるいる職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることによる公務の重擔に著しい、文章が

任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これららの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

貞定の文

卷之三

第八十一条の六 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法

律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいづれか早い日（次条第一項及び第二項ただし書において「定年退職日」という。）に退職する。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢十五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。

より任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。
(定年による退職の特例)

が前条第一項の規定により退職すべきこととなれる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定期

年退職日ににおいて従事している職務に従事させることのため、引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、

第八十二

職員が次の

理大臣は、職員の定年による運営を確保するため、各行の運営に關し必要な調整並に、年に関する制度の実施に關し、その権限に属する事項を講ずるものとする。

第八十一条の八 内閣総理大臣 に関する事務の適正な運営を確 保機関が行う当該事務の運営 を行うほか、職員の定年に関

は、職員の定年に保するため、各行会に於ける年次評議會の開催に關し必要な調整を行ふ事とする制度の実施に於ける権限に属する事るものとする。

—

前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘査して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

(服務の根本基準)
第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者と

して、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める(服務の宣誓)。

第九十七条 職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおつてはならない。

職員は、同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要す。

前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

前項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限

によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対しても、前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。(この場合において、同項中「人事院」とあるのは、「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは、「調査」と読み替えるものとする。)

(職務に専念する義務)
第一百一条 職員は、法律又は命令の定める場合をすべてをその職責遂行のために用い、政府がなるべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においては、それに對して給与を受けてはならない。

前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官庁が職員を本職以外の業務に從事させることを妨げない。

第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の審査請求について調査した結果、通知の内容が正当であると裁決された職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の審査請求について調査した結果、通知の内容が正当であると裁決された職員は、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならぬ。

(他の事業又は事務の開与制限)
第一百零四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他のいかなる事業に從事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可をする。

(職員の職務の範囲)
第一百零五条 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(勤務条件)
第一百零六条 職員の勤務条件その他職員の服務に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。

前項の人事院規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならない。

第一節 離職後の就職に関する規制
(他の役職員についての依頼等の規制)
第一百零一条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を營むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を營んではならない。

前項の規定は、人事院規則でこれを定めるところに沿うものでなければならない。

第二節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制

(他の役職員についての依頼等の規制)

第一百零二条 職員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百一十八号)第二条第一項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をい

う。以下同じ。)に対し、他の職員若しくは行めるところにより、株式所有の関係その他の関係について報告を徵することができる。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基き、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当ないと認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して三月以内に、人事院に審査請求をすることができる。

第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の審査請求のあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の審査請求のあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の審査請求について調査した結果、通知の内容が正当であると裁決された職員は、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならぬ。

(独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を退職手当通算法人の地位に就かせる目的として行う場合)

二 退職手当通算予定役員を退職手当通算法人の地位に就かせる目的として行う場合(独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせる目的として行う場合)

三 官民人材交流センター(以下「センター」という。)の職員が、その職務として行う場合

前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)その他特別の法律により設立された法人でその業務が國の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に適用するこ

とと定めている法人に限る。)をいう。

第二項第二号の「退職手当通算予定役員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に

応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

第一百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企
業等のうち、
職員の職務と利害関係を有するもの）

業等のうち職員の職務に不正侵入を有するものとして政令で定めるものをいう。(以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に關する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

い。前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が賃識手当通算法にて行う場合

二
三 一、セントラルから紹介された利害関係企業等と
二、在職する局等組織（国家行政組織法第七条
第一項に規定する官房若しくは局、同法第八
条の二に規定する施設等機関その他これらに
準ずる國の部局若しくは機関として政令で定
めるもの、これらに相当する行政執行法人の
組織として政令で定めるもの又は都道府県警
察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を
実質的に有しない官職として政令で定めるも
のに就いている職員が行う場合

四 の間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関する職員が行う場合

（一）職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対しても行う場合

前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

（再就職者はよる依頼等の規制） 第一百六条の四 職員であつた者で

前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての審査請求は、再就職等監視委員会に對して行うことができる。

る国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等としての在職機関」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするようにならぬ。」

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合は同条第七号に規定する届出を行う場合

二十九条の三第一項に規定する競争の手続、行政執行法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十一

（設置） 第一百六条の五 内閣府に、再就職等監

(以下「委員会」という。)を置く。

職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。）するよう求める場合を除く。）

二年法律第六十七号) 第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するためには必要な場合、
五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることによる場合を除く)、

第十四条から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第十四条から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者三百三十三条の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくしてこれに応じなかつた者

五 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

六 第十七条第三項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定によると検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（第十八条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者）を除く。）

七 第三十三条第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九条の規定による禁止に違反した者

九 第四十一条の規定に違反して虚偽行為を行つた者

十 第四十二条の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

十一 第六十三条の規定に違反して給与を支給した者

十二 第六十八条の規定に違反して給与の支払をした者

十三 第七十一条の規定に違反して給与の支払について故意に適当な措置をとらなかつた人

十四 第八十三条第二項の規定に違反して停職者に俸給を支給した者

十五 第八十六条の規定に違反して故意に勤務条件に関する行政措置の要求の申出を妨げた者

十六 及び十七 削除

十八 第百条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九 削除

二十 第百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 何人たるを問わず第九十八条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆した者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法若しくはあおり、又はこれららの行為を企てた者

二 第百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第一百六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするよう、又は相當の行為をしないよ

うに要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことにして、當該當利企業等に對し、離職後に當該當利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないようすに要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同項において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第一百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第百六条の四第一項から第四項までの規定に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするよう、又はしないようすに要求し、又は依頼した者（不正な行為をするよう、又は相当の行為をしないようすに要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

第一条 この法律は、昭和二十三年七月一日から施行する。

第二条 第五条第五項に規定する大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に規定する大学学部及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に規定する専門学校を含むものとする。

第三条 第百条の規定は、従前職員であつた者で同条の規定の施行前に退職した者についても適用する。

第四条 職員に關し、その職務と責任の特殊性に基づいて、この法律の特例を要する場合には、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）をもつて、当該特例を規定することができる。ただし、当該特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

第五条 この法律の各規定の施行又は適用の際現に効力を有する政府職員に關する法令の規定

<p>第六条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第一百四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三百四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）並びにこれらの法律に基づく命令は、職員には適用しない。</p>	<p>改廃及びこれらの規定の適用を受ける者に、この法律の規定を適用するに当たり、必要な経過的特例その他の事項は、法律又は人事院規則で定める。</p>															
<p>第七条 第百八条の六の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。</p>																
<p>第八条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十日までの間ににおける第八十一条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのは、それぞれ同項の下欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和五年四月一日から令和七年三月三十日まで</td> <td>年</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>令和七年四月一日から令和九年三月三十日まで</td> <td>年</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで</td> <td>年</td> <td>年</td> </tr> </table>	令和五年四月一日から令和七年三月三十日まで	年	年	令和七年四月一日から令和九年三月三十日まで	年	年	令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで	年	年	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>六十一</td> <td>六十六</td> </tr> <tr> <td>六十三</td> <td>六十八</td> </tr> <tr> <td>六十四</td> <td>六十九</td> </tr> </table>	六十一	六十六	六十三	六十八	六十四	六十九
令和五年四月一日から令和七年三月三十日まで	年	年														
令和七年四月一日から令和九年三月三十日まで	年	年														
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで	年	年														
六十一	六十六															
六十三	六十八															
六十四	六十九															

だし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超える七十年を超えて定める年齢
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十六年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十七年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十八年
令和十五年三月三十一日まで	六十九年

令和五年四月一日から令和三年三月三十日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
令和五年四月一日から令和七年三月三十日までの間	年	
令和七年四月一日から令和九年三月三十日までの間	年	
令和九年四月一日から令和十一年三月三十日までの間	年	
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日までの間	年	
令和五年四月一日から令和七年三月三十日までの間ににおける令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の第二項第三号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の第六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは、「六十年を超える六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超える七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。	年	

令和七年四月一日	六十一年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和九年三月三十日まで	年を超えない範囲内で人七年	院規則で定める年齢
から令和九年四月一日	六十二年を超える年齢	年を超えない範囲内で人八年
から令和十一年三月三十日まで	年を超えない範囲内で人九年	院規則で定める年齢
から令和十三年三月三十日まで	年を超えない範囲内で人九年	院規則で定める年齢
から令和十四年四月一日	六十三年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和十五年四月一日	六十五年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和十六年四月一日	六十六年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和十七年四月一日	六十七年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和十八年四月一日	六十八年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和十九年四月一日	六十九年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十年四月一日	七十一年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十一年四月一日	七十二年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十二年四月一日	七十三年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十三年四月一日	七十四年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十四年四月一日	七十五年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十五年四月一日	七十六年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十六年四月一日	七十七年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十七年四月一日	七十八年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十八年四月一日	七十九年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和二十九年四月一日	八十一年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十年四月一日	八十二年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十一年四月一日	八十三年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十二年四月一日	八十四年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十三年四月一日	八十五年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十四年四月一日	八十六年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十五年四月一日	八十七年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十六年四月一日	八十八年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十七年四月一日	八十九年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十八年四月一日	九十一年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和三十九年四月一日	九十二年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和四十一年四月一日	九十三年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和四十二年四月一日	九十四年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和四十三年四月一日	九十五年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和四十四年四月一日	九十六年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和四十五年四月一日	九十七年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和四十六年四月一日	九十八年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和四十七年四月一日	九十九年を超える年齢	院規則で定める年齢
から令和四十八年四月一日	一百歳を超える年齢	院規則で定める年齢

第一次改正法律附則（昭和二三年二月三日法律第二二二号）抄
第一条 この法律は、二二二号の日から、施行する。

日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該職員が退職をした日に第八十一条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用・給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努力するものとする。

り、そのまま人事院の各相当の職員となるものとする。人事院の事務総長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相当するものとする。

第二条 前項の政令がその効力を失う前にした同令
則の適用については、なお従前の例による。
第九条 第二条第一項の規定に違反する行為に関する罰
則の適用について、この法律施行の際、他の法令中「人事委
員会」、「人事委員長」、「人事委員」及び「人事
委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」、「
人事院総裁」、「人事官」及び「人事院規則」
と読み替えるものとする。

Page 1

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

出訴期間が定められたこととなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他の法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行後にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるようとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

6 この法律による改正前の規定により訴願等をされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできないものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

7 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をされることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行の日から起算する。

<p>第一号 この法律は、昭和三十八年六月二二日法律第一 附 則 (昭和三八年六月二二日法律第一 一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>二号 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第八節 退職年金制度／第九節 職員団体／）に改める部分に限る）、第十二条第六項の改正規定（同項第二号及び第十三号を改める部分を除く）、第九十八条の改正規定、第一百一条の改正規定（同条第三項を削る部分に限る）、第三章中第八節の次に一節を加える改正規定、第一百十条第一項の改正規定（同項第二号を改める部分を除く）及び第一百十一条の改正規定（「第十六号」を「第十五号」に改める部分に限る）並びに次条（第六項から第九項までを除く）、附則第六条、附則第九条、附則第十二条（第四十条第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改める部分を除く）、附則第十八条、附則第二十条まで、附則第二十三条、附則第二十七条及び附則第二十八条の規定は、政令で定める日から施行する。</p>
<p>（経過規定）</p>
<p>第二条 この法律の施行（前条ただし書の規定による施行をいう。以下この項、次項、第四項及び第五項において同じ。）の際現に存する改正前の国家公務員法（以下「旧法」という。）の八条の三の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第八条の三の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。</p>

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定に基づく登録をされた職員団体で、前項の規定による登録の申請をしないものの取扱いについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものとす
る。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定により登録をした旨の通知を受けたものとのうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事院に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人となる旨を人事院に申し出たものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものについては、この法律の施行の際に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしたものについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものにあつては、同項の規定による登録をした旨は解消するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第百八条の六第一項の規定を適用せず、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもっぱら従事することができる。

6 この法律の施行（前条ただし書の規定による施行を含む。）前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、この法律の施行の日から起算して九月間は、政令としての効力を有するものとする。

8 この法律の施行前に法令の規定に基づいて人事院若しくは大蔵大臣がした決定、処分その他の行為又は人事院若しくは大蔵大臣に対してしてしめた請求その他の行為で、この法律の施行後は内閣総理大臣がすべき決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してすべき請求その他の行

<p>9 為に該当するものは、この法律の施行後における法令の相当規定に基づいて内閣総理大臣がした決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してした請求その他の行為とみなす。</p> <p>この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。</p>
<p>附 則（昭和四〇年六月三日法律第一一六号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四一年六月二八日法律第八九号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>附 則（昭和四二年七月一五日法律第六七号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>附 則（昭和四五五年五月二五日法律第九七号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>附 則（昭和四六年一二月一一日法律第一一七号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（政令への委任）</p>
<p>第二条 この附則に定めるもののほか、この法律をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>（罰則に関する経過措置）</p>
<p>第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（昭和四八年一〇月一六日法律第一一六号）抄</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五三年六月二一日法律第七九号）抄</p>
<p>2 1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>この法律の施行の日前になされた国家公務員法第百八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法</p>

設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察

四 三 役職員　職員又は特定独立行政法人の役員
　　契約等事務員　國、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（再就職者が現こそ

（平成五年法律第八十八号） 第二条第二号に規定する九分の一賃料の支拂いの事務の地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に

規定する处分に関する事務
五 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の
法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独
立行政法人及び地方独立行政法人法第二条第
二項に規定する特定地方独立行政法人を除
く。)

第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いて、上等に正職として、上等をもつて女

就いていた時に在職していた府令等の他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察

法人として政令で定めるもの

の規定の適用に際しては、既に施行済みの場合は、規定する場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに改正後の法第五十八条第一項及び第二項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「改正前の法」という。）第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過するまでの間は、改正後の法第三章第四節の規定にかかわらず、所長の長

則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む)は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

3 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている官職の置かれる機関と規模の異なる他の機関(管轄区域の単位を同じくする機関(職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあっては、同条に規定する同種の機関)に限る。)に置かれる官職(当該任命されている官職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属する官職に限る。)に任命される場合において、当該任命が従前の例により昇任又は降任に該当しないときは、当分の間改訂後の法第三十四条第一項の規定にかかるべき規定により作成された採用候補者名簿とみなす。す。

4 第三号施行日前に改正前の法第五十条の規定により作成された採用候補者名簿であつて附則第五条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力あるものについては、改正後の法第五十条の規定により作成された採用候補者名簿とみなす。

5 第三条号施行日前に第一項の規定による改正前の法によつて行われた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て及び調査については、なお従前の例による。

第六条 施行日前に第一項の規定による改正前の国家公務員法(以下この条において「改正前の国家公務員法」という。)第三百三十条第三項の規定によりされた人事院の承認(同条第二項の規定に係るものに限る。)は、附則第四条第五項の規定によりされた内閣の承認とみなす。

2 この法律の施行の際現に人事院にされている改正前の法第三百三十条第三項の規定による承認(同条第二項の規定に係るものに限る。)の申出は、内閣にされた附則第四条第五項の規定による承認の申出とみなす。

3 人事院がした改正前の法第二百二条第三項の承認の処分(同条第二項の規定に係るものに限る。)に関する事項であつて、同条第九項の規定による報告が行われていないものについては、なお従前の例による。

(行政執行法人等の役員への準用)

第十一条 附則第四条(第三項及び第七項を除く。)、第五条から第七条まで、前条(第三項を除く。)

く。)及び附則第十二条の規定は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)若しくは役員であった又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であつた者について準用する。この場合において、附則第四条第二項及び第六項中「前項」とあるのは「附則第十条において準用する前項」と、同条第二項中「次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まない、かつ、次に掲げる職員

する職員に合はれないのである」とし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となつた場合は、「その時点で離職したものとみなす」とあるのは、「常勤の役員が非常勤の役員となつた場合には離職したものとみなすものとし、次に掲げる職員としての在職は、役員の離職前の在職に

該当しないものとする」と、同条第四項、第五項、第八項及び第九項中「第一項の」とあるのは、「附則第十条において準用する第一項の」と、同条第四項中「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第五項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定の行政法への長」と

当該職員の「勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「任命権者」と、「離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあるのは「当該役員の任命権者又はこれに相当する役員の任命権者」と、附則第五条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十

条において準用する前条第一項」と、同項及び附則第七条中「第一条の」とあるのは、「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の」と、附則第七条中「同条第一号」とあるのは、「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第八

第二条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法第百十二条第一号」と、同条第一号中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「選考による採用」とあるのは「任命」

と、前条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「第三条の規定による改正前の独立行政法人通則法」と、同項及び同条第二項中「第一百三条第三項」とあるのは「第五十四条第四項ただし書」と、「承認（同条第二項の規定に係るものに限る。）」とあるのは

「第二項の規定に依る事のない附則」における「承認」と、「附則第四条第五項」とあるのは

「附則第十条において準用する附則第四条第五項」と、附則第十二条第一項中「第一条の」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一条の」と、同条第二項中「国家公務員法」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）

官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又

は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法」(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する「国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄厅」(表記は当該職員の勤務する特定独立行政法人へ)

勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、及びに附則第八条第二項中「所轄庁の長」(第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用す

る改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。)」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」におけるのは「裁判所職員監督告置法」

「公務員法」とあるのは、一表半叶職員監視法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは、「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定め

る國の機關、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「第二条の規定による改正後の国公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時官署

「家公務員法」とあるのは、表半所職員臨時指図法において準用する第二条の規定による改正後

の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあっては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは、「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは、「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

（公益社団法人等に関する経過措置等）

第十二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法第一百六条の二十四第一項第四号に規定する公益社団法人又は公益財團法人には、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財團法人を含むものとする。

施行日が公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける国家公務員法の規定の適用については、同法第一百六条の二十四第四項第四号中「公益社団法人又は公益財團法人」とあるのは「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」と、同法第一百八条の四中「民法（明治二十九年法律第八十九号）」とあるのは「民法」とする。

（全国健康保険協会の設立に際しての職員の採用に関する特例）

第十三条 施行日が平成二十年十月一日以前である場合には、施行日から平成二十年九月三十日までの間は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十五条第三項又は第三項の規定により全国健康保険協会の職員の採用に関して行う事務については、第十六条の規定による改正後の国家公務員法第一百六条の二第一項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第十六条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者に関する前項の規定の適用については、同項中「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」とあるのは、「最高裁判所規則」とする。（見直し）

第十七条 政府は、第一条の規定による改正後の国家公務員法第十八条の七第一項の規定により設置された官民人材交流センターについて、この法律の施行後五年を経過した場合において、その体制を見直し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年六月二十四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附 則（平成二十四年五月八日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社／第一節 設立等（第七十条－第七十二条）／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）／第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条／第七十八条）／第七章 郵便局株式会社／を

／第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章郵便株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号との改正規定、同法第一百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第一条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第十二条に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前を見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一　次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）
第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年五月三一日法律第二
二号）抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月四日法律第八
九号）抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定 公布の日
二　第一条中国家公務員法の目次の改正規定（第七款 幹部候補育成課程（第六十一条の改定規定及び同法第三章第二節に二款を加える改正規定（同節第七款に係る部分に限る。）の法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日
三　第一条（国家公務員法第一百六条の八第一項の改正規定、同法第一百六条の十第三号の改正規定及び同法第一百六条の十四第五項の改正規定に限る。）第三条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正規定

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月一五日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第六十六条第一項の改正規定、第六十六条の九の次に一条を加える改正規定、第一百四条の改正規定及び第一百六十条第一項の改正規定(第六十三条の下に「第六十六条の十第九項」を加える部分に限る)。並びに附則第二十五条から第二十四条までを削り、附則第二十五条を附則第二条とし、附則第二十六条を附則第三条とする改正規定及び附則に一條を加える改正規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)。

附 則 (平成二七年六月一七日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百五十五条第一項の改正規定(以下この条の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る)、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条の表第五十九条の二第二項第一号の改正規定に限る)、同条第二項の表第五十九条第一項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第七十九条第一項第一項」に改める部分に限る)、「第八十六条第一項」に改める部分に限る)、「第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第一項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第二十一条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一

二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第二十一条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一

二 第二条この法律の施行前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条同じ)の適用については、なお従前の例による。

三 第三条この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

(国家公務員法の一部改正に伴う裁判員の参加

する刑事裁判に関する法律の適用に係る経過措

置)

四 第四条この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に裁判員の参加する刑事裁判に関する

法律(平成十六年法律第六十三号)第二十六条第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五

章第二節の規定の適用については、第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十八条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

五 第五条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに

第一百三十二条)を「第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分に限る)、第三条から第五条までの規定、第六

十七条まで並びに第一百三十九条に改める部分に限る)、第三条から第五条までの規定、第六

項の次に次のように加える改正規定及び同法第

二百三十九条第二項の表に次のように加える改

正規定、第十条第二項から第二十三項までの規

定、第十一条中会社更生法第二百六十二条第一

項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十

六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び

一般財團法人に関する法律の目次の改正規定

(従たる事務所の所在地における登記(第三百

十二条一第三百四十四条)を「削除」に改める

規定(第三百三十二条から第三百三十九条まで

に五条を加える改正規定、同法第三百二十九条の四号の

次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節

第三款、第三百五十五条及び第三百二十九条の改

正規定、同法第三百三十条の改正規定(第四

十九条から第五十二条まで)を「第五十二条一

第五十二条」に、「及び第一百三十二条」を「

第五十二条一第三百三十七条まで」を「第五十二

十五条から第五十二条まで」に、「及び第一百三

三十二条一第三百三十七条まで」を「第五十二

十五条から第五十二条まで」に、「及び第一百三

務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四百四十六条の二中「商業登記法（）とあるのは「保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十七条において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第四百四十五条」と、同法第四百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。」、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定（「、第二十一条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第二十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第二百八十三条第一項の改正規定（第二十七条）を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「、第二十二条第二項第七号中「書面若しくは第三十二条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七十三条第一項」との下に「、同法第二百四十六条の二中「商業登記法（）とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）」とあるのは「、同法第二百四十六条第七号中「書面若しくは第三十二条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する商業登記法（）

と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（（第三項二十二条の改正規定（（同法第九百三十七条を除く。）を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（（同法第九百三十九条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の第六十七条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七十二条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十二条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十五条の三」を「第五十五条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の三の次に一正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一正規定、同法第六十条の四第三項を加える改正規定、同法第六十条の四第三項

「並びに第百三十二条を「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十一条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。」第百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)
第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
(政令への委任)
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施

3
される任用・給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
特定地方警務官（第七条の規定による改正後の警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。附則第六条第十一項及び第十一一条第九項において同じ。）に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長」

を、新法令の相当規定により相当の国の機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する（命令の効力に関する経過措置）

（昭和六年三月三十日までの間に年齢六十歳に達する職員、当該職員が占める官職に係る第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下「旧國家公務員法」という。）第八十一条の第二項に規定する定年が年齢六十年である職員に限る。）に対し、新國家公務員法附則第九条の規定の列により、同条に規定する給与に関する規定

3 従前の国の機関に対してされてゐる申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

施を確保するため、任命権者（同法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者）いう。以下この項及び次項並びに次条から附則第六条までにおいて同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。任命権者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から

改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備等)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法（以下「新國家公務員法」という。）の規定による職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の任用、
令旨の下の者は、同一の職務に就く場合に、ま

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。
(处分等に関する経過措置)

行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

と、「対し」とあるのは「対し、第七条の規定による改正後の警察法附則第三十人項の規定により読み替えて適用する」とする。
(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 新国家公務員法第六十条の二の規定は、
（施行日）より遅く（この司を第一頁に記載する）

齡引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあっては、人事院規則で定める者）を、新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用することができず、新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第十二条第一項及び第三項を除き、以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあっては、人事院規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

平成十一年十月一日前に新国家公務員法第十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

施行日前に旧国家公務員法第八十三条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧国家公務員法勤務延長職員」といふ。）に係る当該旧国家公務員法勤務延长期限までの間ににおける同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国家公務員法第八十

6 一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは、「とききは」とする。

8 新国家公務員法第八十一条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。

9 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年（基準日が施行日である場合は、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新国家公務員法定年が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国家公務員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年）に達している職員（当該人事院規則

10 で定める官職にあっては、人事院規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

11 第二条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律(附則第七条及び第十二条第四項において「新一般職給与法」という。)附則第八項から第十六項までの規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

12 第五項から前項までに定めるもののはか、第五項又は第六項の規定による勤務に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

研究施設研究教育職員(第六条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。附則第六条第九項及び第十項において同じ。)については、第二項及び第九項の規定は、適用しない。

第四条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職(指定期職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。)に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める年齢)に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者

二 旧国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定められた者(旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項及び附則第八条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。)

うち、前三号に掲げる者に準ずる者として人
事院規則で定める者

令和十四年三月三十日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新國家公務員法定年に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日以後に新國家公務員法第八十一条の一
六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新國家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新國家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新國家公務員法の規定により退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

五 施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 任命権者は、新國家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかるらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官

職にあつては、人事院規則で定める年齢をいふ。)に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新國家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にあらる者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新國家公務員法定定年相当年齢に達している者（新國家公務員法第六十条の二第一項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。前二項の規定により採用された職員の任期については、前項第三項の規定による。

ついては、前条第三項の規定を準用する。

四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下この項及び次項において「旧国家公務員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかるわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

旧国家公務員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかるわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 任命権者は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める年齢）に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新国家公務員法第六十条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。」附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職での職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項に規定する定年（令和三年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職のとしする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める年齢）をいう。）に達している職員及び令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職にあつては、その他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢）をいう。）に達している職員」とする。

勤務の官職にあつては、当該短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。（以下この項において同じ。）
が基準日の前日における新国家公務員法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他的人事院規則で定める官職（以下この項において「新国家公務員法定年引上げ官職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している者（当該人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める者）を、同項又は前条第三項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国家公務員法定年引上げ官職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している職員（当該人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の

五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

平成十一年十月一日前に新國家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同項第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

研究施設研究教育職員への採用についての前項及び第二項並びに前条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは、「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、附則第四条第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

附則第四条第二項又は前条第二項の規定による研究施設研究教育職員への採用並びにこれらの規定により採用された研究施設研究教育職員の昇任、降任及び転任に関し必要な経過措置は、第六項の規定にかかるらず、文部科学省令で定める。

第七条 暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八十二条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

〔新寒冷地手当法〕という。の規定並びに、一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項、第七項及び第九項から第十一項まで、第十条の四、第十一条、第十二条の二、第十二条の五から第十二条の七まで、第十二条の九、第十二条の十、第十三条の二並びに第十四条並びに新一般職給与法第八条第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3 政府は、前項の人事院における検討のために的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関する必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) 号抄 附則 (令和三年六月一六日法律第七五)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（施行期日）号抄附則
（令和四年六月一七日法律第六八

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

四〇

卷之三

是答